

## 肥前国の国一宮、国鎮守に関する研究

日 隈 正 守※

(2023年11月15日受理)

KUNIICHIKINOMIYA and KUNITINJYU in HIZENKOKU

HINOKUMA Masamori

## 要約

本論文では、平安期から鎌倉期における肥前国を素材として国一宮と国鎮守、及び両者の関係につき考察した。その結果従来肥前国の国一宮と考えられていた河上宮は、国一宮ではなく国鎮守であること、肥前国の国一宮は、従来国一宮とも考えられていた千栗八幡宮であったこと、従って従来無条件で同一の存在であると考えられていた国一宮と国鎮守とは本来別の存在であると考えられること、国鎮守は地方行政単位である国に関わることに関係していること、国一宮は地方行政単位である国に関することのみではなく、国を超える更に広域の地域を治める機関や中央政府である朝廷の支配に関わっていることを明らかにした。

キーワード 国一宮 国鎮守 河上宮 千栗八幡宮 肥前国衙 大宰府

## はじめに

肥前国の国一宮は、従来河上宮(現河上神社)であると考えられていた<sup>(1)</sup>。その史料的根拠は、河上宮に相伝されてきた『河上神社文書』<sup>(2)</sup>応保二年(一一六二)<sup>(3)</sup>三月廿三日付肥前国司庁宣<sup>(4)</sup>の「河上宮一宮」という記載<sup>(5)</sup>、また建暦元年(一二一一)五月十七日付肥前国留守所田地寄進状<sup>(6)</sup>の「一宮河上南門」という記載、弘長元年(一二六一)七月廿九日付関東下知状<sup>(7)</sup>の「当国(肥前国)一口(宮力)座主職以下田畠在家事」という記載、正応五年(一二九二)六月十六日付関東御教書<sup>(8)</sup>の「口(肥)前国一宮河上神官等申」の記載、永仁二年(一二九四)五月七日付沙弥某等連署執行状<sup>(9)</sup>の「肥前国一宮河上神官講習(衆力)等」の記載等である。

しかし先年『河上神社文書』の中に記載されている「一宮」関係の記載の全てが従来記載されている文字を擦り消して「一宮」の文字が記載されている事実が報告された。その調査によると、『河上神社文書』が改竄されたのは、江戸前期から中期における佐賀

※鹿児島大学法文教育学域教育学系教授

藩において起きた河上宮と千栗八幡宮との間の肥前国一宮相論の際河上宮の主張を史料的に根拠づけるために『河上神社文書』の改竄が行われたと考えられている<sup>(10)</sup>。この報告により河上宮が肥前国の国一宮であるという史料的根拠は崩れ去った。

河上宮は肥前国においてどのような地位にあったのか、改めて考察する必要がある。本稿では、先ず肥前国内における河上宮の歴史的位置について考察する。

#### 一、 肥前国における河上宮の歴史的位置

肥前国における河上宮について、先ず考察する。平安前期肥前国の官社を記載した『延喜式』神名帳肥前国項を史料①として掲げる<sup>(11)</sup>。

##### 史料①

肥前国四座 大一座、  
小三座、

松浦郡二座 大一座、  
小一座

田嶋坐神社 名神  
大

志々伎神社

基肄郡一座 小

荒穂神社

佐嘉郡一座 小

與止日女神社

史料①によれば、平安前期における肥前国においては、松浦郡に鎮座している田嶋坐神社が同じ松浦郡に鎮座している志々伎神社、基肄郡に鎮座している荒穂神社、肥前国佐嘉郡に鎮座している與止日女神社等よりも高い地位にあることが分かる。史料①から平安前期河上宮(與止日女神社)は、式内社の一つであることが確認される。ここで肥前国の地図を図表①として示す<sup>(12)</sup>。

ここに図表①を入れる。

当該期松浦郡の田嶋坐神社が優位に立っている。この時期田嶋坐神社が肥前国内の式内社の中で優位に立っていた理由は、九州本土と吉岐・対馬との最短距離上に鎮座し、朝鮮半島や中国大陸との往還航路に沿って鎮座し、海難防除や国土守護及び日本と中国との交易に際して崇敬を集めていた可能性が考えられる<sup>(13)</sup>。

平安後期に入ると、肥前国内の式内社の中では河上宮が肥前国衙との関係を密接化してくる。『河上神社文書』文応元年(一二六〇)十月 日付河上宮免田寄進年紀次第注文<sup>(14)</sup>によれば、平安後期承保三年(一〇七六)十一月十日肥前守橘俊清任期中に河上宮に対して

仁王般若講免田三町が寄進されている<sup>(15)</sup>。同史料によれば、この後河上宮に対して各種法会経費を賄う目的で鎌倉中期に至るまで免田が寄進されている<sup>(16)</sup>。平安後期以降鎌倉中期に至る間肥前国司(守)が河上宮に対して経済的保護を加えていることが確認されている。

河上宮の修造については、本来肥前国衙の経済的負担により行われていた。仁治年中(一二四〇～四三)肥前国が東大寺建設費用を負担する国に指定されて以降河上宮の修造が滞った。弘安三年(一二八〇)十二月十一日付亀山上皇院宣<sup>(17)</sup>により、河上宮の修造は肥前国の一国平均役で負担されるようになった。しかしその後暫くは河上宮の修造は実現せず、正応五年(一二九二)六月十六日付関東御教書<sup>(18)</sup>が出されて、同年八月十六日付で河上宮造営用途支配惣田数注文<sup>(19)</sup>が作成された。同注文に基づき永仁三年(一二九五)五月二十三日御殿1宇が建立されている。しかしこの時建立された御殿は間もなく倒壊し、正安元年(一二九九)十二月八日河上宮自身の経済的負担で修造を完成させている。その後元亨二年(一三二二)八月河上宮の修造が一国平均役で行われたが、未作の殿舎を残したままの遷宮であった<sup>(20)</sup>。以上河上宮の修造経費は肥前国衙が負担し、鎌倉末期以降肥前国の一国平均役で経費が徴収されていることが分かる。但し河上宮の修造経費を肥前国全体に一国平均役で徴収することは、あまり上手くいっていなかったと考えられる。

上記のように河上宮は、平安中期肥前国の式内社の一つであった。当該期肥前国内の式内社の中では、田嶋坐神社が最有力であった。しかし平安後期になると河上宮が肥前国司(守)から免田を設定されたり、修造費用を与えられたりしている。河上宮が肥前国司(守)から保護される理由は何であろうか。この理由を考察する上で注目される史料は、『河上神社文書』嘉応二年(一一七〇)三月十日付肥前国留守所下文案<sup>(21)</sup>に「当社(河上宮)者是為当国第一之鎮守之間」と記述されていて、河上宮は肥前国の国鎮守であることが分かる。従って河上宮が肥前国司(守)から免田を寄進されたり、修造費用を支援されていることは、河上宮が肥前国の国鎮守であることによると考えられる。

本章では、河上宮の肥前国における歴史的役割について考察した。その結果河上宮は平安中期には肥前国の式内社の一つであったこと、平安後期になると河上宮は肥前国の国鎮守となり、肥前国司(守)が肥前国支配を安泰に行えるように法会を行ない、その見返りに肥前国司(守)は、肥前国の国鎮守である河上宮に免田を寄進したり、修造費用を負担したりしていたと考えられることを明らかにした。河上宮が肥前国の国鎮守となったのは肥前国衙の近くに鎮座していたこと、河上宮は肥前国衙の膝元である佐賀平野を潤す嘉瀬川の上流に位置し、佐賀平野全体の農業活動を保障する農業神的性格を有していたこと<sup>(22)</sup>によると考えられる。

## 二、肥前国の国一宮について

本章では、平安・鎌倉期における肥前国の国一宮について考察したい。『河上神社文

書』の「一宮」関係記述改竄の結果、河上宮は肥前国の国一宮ではないことが確認された。では肥前国の国一宮は、どこに比定するべきであろうか。

肥前国の国一宮を考察する上で拠所となる史料は、建暦二年(一一二二)四月 日付大宰府在庁官人等解<sup>(23)</sup>の「右八幡大菩薩(八幡千栗宮寺)者、百皇守護之尊神、鎮護国家靈社也、隋 御天降当初、依 勅定為肥前国第一之崇社」という記載である。この記載から、鎌倉前期肥前国の国一宮は千栗八幡宮であると考えられる。

また河上宮の神宮寺の子院である実相院<sup>(24)</sup>に伝わる正慶元年(一三三二)十二月二日付後伏見上皇院宣写<sup>(25)</sup>の「肥前国一宮千栗社大宮司神官等申」の記載から鎌倉期を通じて肥前国の国一宮は、千栗八幡宮であることが確認される。

千栗八幡宮は、現在福岡県久留米市域に隣接する旧筑後国との国境付近に鎮座していて、筑後川が大きく蛇行した旧流沿いの丘陵上に鎮座している。この地域は、九州一の大河筑後川の沃土により形成された水田地帯である。千栗社では現在毎年三月十五日に「御粥祭」という粥のかびや色でその年の豊凶や洪水等を占う神事が行われている。この事実から千栗社は、古くから農業神として当該地域の人々の信仰を集めてきたと考えられている。

河上宮と千栗宮は、ともに佐賀平野と筑紫平野各々用水を抑える位置に鎮座し、古くから農業神として周辺の信仰を集めてきた<sup>(26)</sup>。この両者のうち河上宮の方が式内社になったのは、河上社が肥前国衙の御膝下である佐賀平野の農業神として崇敬されていたことによると考えられる。

千栗八幡宮の存在を示す最古の史料は、長徳五年(九九九)正月一日付大宰府解<sup>(27)</sup>の「一、坐肥前国八幡大菩薩千栗宮甕油涌出事」である。この史料には、去る長徳四年(九九八)十二月十九日付肥前国司の報告によると、千栗八幡宮の油甕から油が涌出するという奇跡が起こり、祥瑞として報告されている。

このことから千栗八幡宮は長徳四年(九九八)の時点で存在していたことが確認される。千栗宮が八幡神を勧請して八幡宮となった背景として、奄美人の西海道諸国襲撃事件が考えられる。奄美人が西海道諸国、特に薩摩・大隅・肥後・肥前国を襲撃し人や物を略奪した事件である<sup>(28)</sup>。この事件の影響で筑紫平野の農業神としての性格を有した千栗社が、八幡神を合祀して千栗八幡宮となったと考えられる。

千栗宮の八幡宮化は、大宰府の関りがあったと考えられる。千栗宮の鎮座地は、大宰府の比較的近くである。また新羅海賊の活動を背景として、筥崎八幡宮の成立に大宰府が関係していたことを踏まえると<sup>(29)</sup>、千栗社の八幡宮化には大宰府が関係していた可能性が大きいと考えられる。

以上のことから、肥前国の国一宮は千栗八幡宮であると考えられる。

### 三、肥前国の国鎮守河上宮と肥前国の国一宮である千栗八幡宮との関係について

本章では、肥前国の国鎮守である河上宮と肥前国の国一宮である千栗八幡宮との関係について考察したい。

一章で言及した文応元年（一二六〇）十月 日に河上宮政所が注進した河上宮免田寄進年紀次第注文<sup>(30)</sup>には、肥前国の国鎮守である河上宮に対して、平安後期である承保三年（一〇七六）十一月十日以降、鎌倉中期である寛喜二年（一二三〇）三月に至るまで寄進された免田が記録されている。寄進された免田の総田数は二百七十七町四反に達する。

河上宮に寄進された免田の中で、白河天皇在位期である承保三年（一〇七六）十一月十日に寄進された免田は、仁王般若講を行う費用に充てられている。仁王経は、鎮護国家・天下安穩を説く護国的經典である<sup>(31)</sup>。恐らく肥前国司（守）の肥前国支配が安泰となることを祈願した法会を行なうために寄進されたと考えられる。

堀河天皇在位期である寛治年中（一〇八七～一〇九四）に寄進されたのは、大般若経転読費用と冬季法花十講費用に充てられている。大般若経は、国家安泰や五穀豊穰等を予め祈るためや天災異変等が起きた時に除災祈願のために読まれたりしている<sup>(32)</sup>。法華経は鎮護国家の目的で読まれたと考えられている<sup>(33)</sup>。康和四年（一一〇二）八月廿日には仁王講を行う経費に充てられている。仁王経は前述のように鎮護国家・天下安穩を説く護国的經典である。嘉承二年（一一〇七）二月に正月発願大般若免が寄進されている。年初に新年の安穩と国家安泰・五穀豊穰を祈願したと考えられる。同年十二月廿日に正月若菜を供えるための免田が寄進されている。嘉承三年（一一〇八）四月に祈雨大般若免が寄進されている。農業を行う際に大切な雨が不足する時祈雨を祈願して大般若経は読まれる<sup>(34)</sup>。

以上文応元年（一二六〇）十月 日付河上宮免田寄進年紀次第注文の初めの部分を考察したが、免田の経費が充てられる法会は、肥前国を支配する肥前守の任国内支配が安泰であることを祈願したり雨が不足する場合祈雨を祈る除災祈願の護国的法会や新年の安穩を祈る法会等肥前守が任国肥前国支配を安泰に行えるように祈願する性格のものであることが分かる。従って国鎮守とは、肥前守が任国肥前国支配を安泰に祈願する神社であると考えられる。それ故肥前国司（守）は、国鎮守河上宮に免田を公領に設定したり、河上宮の修造経費を負担したと考えられる。

肥前国の国一宮である千栗八幡宮は、前述のように八幡宮化する以前は筑紫平野の農業神的性格を有した神社であった。しかし当該期は記録にも残らない神社であった。十世紀末期の奄美人の肥前国襲撃事件直後襲撃された肥前国内の人々の人心不安を緩和するために大宰府の働きかけにより、地理的にも大宰府と近い千栗宮に八幡神を合祀して千栗八幡宮を成立させた。

前述のように成立直後の千栗八幡宮において、油を注いでも後から油が自然に湧いてくる不思議な油壺の存在が千栗八幡宮から報告されている。このことは、成立直後の千栗八

幡宮の宗教的権威を高めることを意図した千栗八幡宮神官たちの企てであると考えられる。このことは大宰府により朝廷に報告されている。千栗八幡宮の宗教的権威を高めることを意図したのは大宰府も同様であったと考えられる。

肥前国の国一宮である千栗八幡宮は、肥前国の安寧というよりも更に広範囲の西海道諸国の安寧を乱す諸勢力を調伏する性格を有していたと考えられる。千栗八幡宮が西海道諸国の安寧を乱す諸勢力を調伏する性格を有していたのは、千栗八幡宮の成立と勢力拡大に関与した大宰府の影響があると考えられる。

最後に本章で明らかにしたことをまとめておきたい。肥前国の国鎮守河上宮と肥前国の国一宮である千栗八幡宮は、何れも政治権力が安寧に支配領域を統治できるように宗教的に支えるという点では共通点があったと考える。しかし肥前国の国鎮守である河上宮は、肥前国司(守)が地方行政単位の一つである肥前国を安寧に支配できるように機能し、肥前国の国一宮である千栗八幡宮は、鎮座地の肥前国に限定されない西海道諸国を大宰府が安寧に支配できるように、または朝廷が西海道諸国を安寧に支配できるように機能していたと考えられる。

おわりに

本稿では、肥前国を素材として国鎮守河上宮と国一宮千栗八幡宮の各々の性格と両者の肥前国司(守)との関係について考察した。現在も国鎮守と国一宮とは同一の存在として考えられている<sup>(35)</sup>。しかし肥前国の場合のように国鎮守と国一宮が別個に存在する事例があることをふまえると、国鎮守と国一宮とが無条件に同一存在であるという通説は考え直すべきであるとする。国鎮守と国一宮が別個に存在する場合と同一存在である場合の事例を今後も比較検討し、国鎮守と国一宮各々の性格の違いと両者の関係を今後検討していきたい。

(1) 西岡虎之助「肥前国河上宮領の発達とその地方文化史的意義」(同『莊園史の研究』(下巻一、岩波書店、1956年)、西垣晴次「中世社会の形成と神社—肥前国の場合—」(東京教育大学昭史会編『日本歴史論究』、二宮書店、1963年)、工藤敬一「一宮社領免田の支配構造—肥前国河上社領について—」(『日本史研究』76、1965年、1969年に同『九州庄園の研究』、塙書房に再録)等。なお出典の表記は、新字体で統一する。

(2) 河上神社に相伝されてきた文書は、佐賀県立図書館から刊行されている『佐賀県史料集成 古文書編』の中に収録されている。

(3) 本稿では、西暦と年号との関係を表示する際は、米田雄介編『歴代天皇年号事典』(吉川弘文館、2003年)を使用している。

(4) 『佐賀県史料集成 古文書編(1)』(佐賀県立図書館、1955年)、20~21頁。

- (5) 本稿では、史料引用の際は、新字体で統一する。
- (6) 『佐賀県史料集成 古文書編(1)』、146～147頁。
- (7) 『佐賀県史料集成 古文書編(1)』、118頁。
- (8) 『佐賀県史料集成 古文書編(1)』、158頁。
- (9) 『佐賀県史料集成 古文書編(1)』、126～127頁。
- (10) 本田美穂「河上神社文書について」(『佐賀県立博物館・美術館報』119、1998年)。  
また江戸前期から中期における肥前国佐賀藩領において河上宮と千栗八幡宮の間に起きた肥前国の国一宮相論については、川副義敦「肥前国一宮相論について」(『熊本史学』60・61合併号、1984年)を参照。
- (11) 黒板勝美・国史大系編修会編『新訂増補 国史大系〈普及版〉 交替式・弘仁式・延喜式前篇』(吉川弘文館、1989年)、316頁。
- (12) 中世諸国一宮制研究会編『中世諸国一宮制の基礎的研究』(岩田書院、2000年)、諸国一宮の概要、肥前国項、605頁の図を基に作成。
- (13) 式内社研究会編『式内社調査報告 (24)西海道』(皇學館大学出版部、1978年)、肥前国田嶋坐神社<sup>名神</sup>項。
- (14) 『佐賀県史料集成 古文書編(1)』、54～64頁。
- (15) 『佐賀県史料集成 古文書編(1)』、54頁。
- (16) 『佐賀県史料集成 古文書編(1)』、54～64頁。
- (17) 『佐賀県史料集成 古文書編(1)』、142頁。
- (18) 『佐賀県史料集成 古文書編(1)』、158頁。
- (19) 『佐賀県史料集成 古文書編(1)』、64～72頁。
- (20) 中世諸国一宮制研究会編『中世諸国一宮制の基礎的研究』、諸国一宮の概要、肥前国 I-1 一宮、造営項。
- (21) 『佐賀県史料集成 古文書編(1)』、嘉応二年(一一七〇)三月十日付肥前国留守所下文、2～4頁、「一、乍令領掌講經料免神事節会不令參勤事」、3～4頁の中で該当箇所は3頁。
- (22) 西岡虎之助「肥前国河上宮領の発達とその地方文化史的意義」、工藤敬一「一宮社領免田の支配構造—肥前国河上社領について—」。
- (23) 『図書寮叢刊 壬生家文書九』(宮内庁書陵部、1987年)、4～7頁、該当頁は5頁。
- (24) 中世諸国一宮制研究会編『中世諸国一宮制の基礎的研究』、諸国一宮の概要、肥前国 I-1 一宮、6項。
- (25) 『佐賀県史料集成 古文書編(1)』、270～271頁。
- (26) 川副義敦「肥前国一宮相論について」。
- (27) 竹内理三監修・中野幡能編『宇佐神宮史 史料篇 卷二』(宇佐神宮庁、1985年)、

413～414 頁。

- (28) 奄美人の西海道諸国襲撃事件については、山里純一「平安時代中期の南蛮人襲撃事件をめぐって」(鈴木靖民編『日本古代の地域社会と周縁』(吉川弘文館、2012年))を参照。但し南蛮人が襲撃対象とした西海道諸国について、山里氏を含めてこの事件について言及している論稿は、『小右記』と『権記』の記述を合わせて大隅・薩摩・筑前・筑後・肥前・肥後国と壱岐・対馬嶋であると判断している。これに対して渡邊誠氏は、『権記』の記事を高く評価し、南蛮人が襲撃した地域は薩摩・肥後・肥前国であると考えている(同『(歴史文化ライブラリー567) 王朝貴族と外交 国際社会のなかの平安日本』(吉川弘文館、2023年)、91頁～92頁)。私は、奄美人が襲撃した地域については、渡邊氏の理解に従いたいと考える。
- (29) 広渡正利『筥崎宮史』(文研出版、1999年)、筥崎宮編年史料 古代中世編、延喜二十一年項。
- (30) 『佐賀県史料集成 古文書編(1)』、54～64頁。
- (31) 高木豊『平安時代法華仏教史研究』(平楽寺書店、1973年)、86～88頁。
- (32) 『一昭和六十三年度日本自転車振興会補助事業による一中世村落寺社の研究調査報告書』(元興寺文化財研究所、1989年)、183～185頁。
- (33) 高木豊『平安時代法華仏教史研究』、202～204頁。
- (34) 『一昭和六十三年度日本自転車振興会補助事業による一中世村落寺社の研究調査報告書』、184～185頁。尚嘉承三年は、堀河天皇没後である。
- (35) 井上寛司『日本中世国家と諸国一宮制』(岩田書院、2009年)、65～78頁等。



図表①

# 肥前国の地図

（中世諸国一宮制研究会編『中世諸国一宮制の基礎的研究』（岩田書院、2000年）、諸国一宮の概要）  
 肥前国項、605頁の地図を一部改変して作成。

